

## 別表（第4条関係）

### やいたブランド認証基準

#### 1 認証申請の要件

「やいたブランド候補品」として認証申請できるものは、次の要件の一部を充たしているものとする。

- ① 市内で生産された農林水産物又はそれらを原料として加工された商品であること。
- ② 市内業者が行う製法・技法であること。
- ③ 市内業者が企画又は開発した製品であること。
- ④ 市内の工場などで製造加工された工業製品又は食品等であること。
- ⑤ 農産物については、エコファーマーが生産したものであること。
- ⑥ 過去に関係法令等に違反するなどのトラブル等を起こしたものでないこと。  
なお、過去に関係法令等に違反するなどのトラブル等を起こしたものであっても、その改善に取り組み、同様のトラブル等を3年以上起こしていないものを除く。
- ⑦ 道の駅やいた等、市の指定するブランドコーナーに商品を出荷できること。
- ⑧ 市内外のイベントへの出店協力できること。
- ⑨ 申請者に市税滞納がないこと。
- ⑩ その他市長が特に認めるものであること。

#### 2 認証基準

やいたブランド候補品の審査は、次の基準を基本として行うものとする。

- ① 完成度や信頼感があること。
- ② 独自性があること。
- ③ 顧客からみて魅力ある商品であること。
- ④ 商品コンセプトが市をイメージしたものであること。

- ⑤ 地域経済への貢献が期待できること。
- ⑥ 流通拡大の可能性があること。
- ⑦ 将来、市場的に期待が持てること。
- ⑧ 環境に配慮していること。